

平成28年7月26日

道路局

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間の開通等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道101号及び一般国道483号の一部の区間を指定区間に追加します。

このほか、規定の整理を行います。

※路線別の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

- ・ 閣議日：平成28年 7月26日（火）
- ・ 公布日：平成28年 7月27日（水）
- ・ 施行日：平成28年 7月30日（土）

問い合わせ先

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37332）

国道・防災課 企画専門官 依田 秀則（内線37832）

代表電話：03-5253-8111

直通番号：03-5253-8480（路政課）

03-5253-8492（国道・防災課）